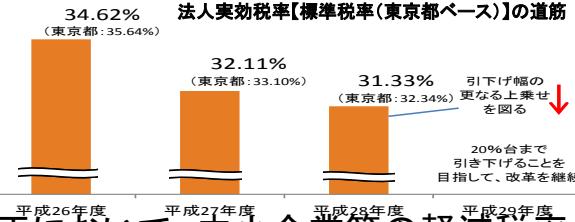


経済産業関係 平成27年度 税制改正のポイント

I. 法人税改革 — 法人実効税率の引下げ —

- ◆ 法人税改革の初年度である平成27年度税制改正においては、法人実効税率（標準税率ベースでは34.62%※）を2.51%引き下げる。先行減税を確保し、法人税改革を起点とし、賃上げ、設備投資、下請・中小企業への波及などを通じて経済の好循環を実現する。※東京都ベースでは35.64%
- ◆ さらに、平成28年度においては、初年度に決定された段階的引下げにより3.29%まで引き下がること、税率引下げ幅の更なる上乗せを図る。平成29年度以降も、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続。



- ◆ なお、平成27年度改正において、中小企業等の軽減税率(15%)は2年延長。加えて、中小企業に対する外形標準課税は「慎重に」検討を行うこととする。

✓ 法人税改革に伴う課税ベースの拡大

■ : 拡大項目 ○ : 拡大に伴う配慮

■ 外形標準課税の段階的な拡充【H27年・H28年】

所得割: 3/4⇒5/8⇒1/2

資本割・付加価値割: 1/4⇒3/8⇒1/2

○ 賃上げ分の付加価値額からの控除

○ 付加価値額40億円未満の企業の負担の軽減

■ 繰越欠損金控除制度の段階的な見直し

(控除限度額: 80%⇒65%⇒50%)【H27年・H29年】

○ 繰越期間の延長(9年⇒10年)【H29年】

○ ベンチャー・再建中企業への特例(7年・100%)

■ 受取配当等益金不算入制度の縮減

<持ち株比率: 益金不算入比率>

改正前(25%未満: 50%、100%以下: 100%)

改正後(5%以下: 20%、33.3%以下: 50%)

○ 負債利子控除の廃止

★ 政策的必要性を踏まえた租特の見直し
(生産等設備投資促進税制等の廃止)

等

II. 研究開発税制の強化・重点化

- ◆ 企業のオープンイノベーション(外部の技術・知識を活用した研究開発)を促進し、我が国のイノベーション・ナショナルシステムの強化を図るため、オープンイノベーション型の抜本的拡充を実現(①控除率の大幅引上げ(現行12%→大学・特別試験研究機関等との共同・委託研究: 30%、企業間等: 20%)②控除上限の別枠化(法人税額の5%)③中小企業等の知的財産権の使用料等を対象化)
- ◆ 総額型(25%)とオープンイノベーション型(5%)をあわせ、控除上限30%を維持。
- ◆ 長期的な研究開発に不可欠な恒久措置の維持。

III. 地方拠点強化税制の創設

- ◆ 地方創生を実現するため、東京からの移転や地方企業の拡充等による企業の地方拠点の強化に対して、オフィス投資減税(最大25%の特別償却又は7%の税額控除)や雇用促進税制の特例(増加雇用者1人当たり最大80万円の税額控除等)を創設。自治体独自の減税措置に対する減収補填措置も併せて創設。

V. 中小企業・地域

- ◆ 中小企業者の事業承継を円滑化させる税制措置の強化等
 - 中小企業における事業承継の円滑化を図るため、事業承継税制を拡充。個人事業者の事業承継等に係る税制措置については、総合的に検討。
- ◆ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長
 - 消費税率の再引上げに備えるべく、商業・サービス業を営む中小企業等が経営改善設備を導入した際の軽減措置について、適用期限を2年延長。

- ◆ 地方を訪れる外国人旅行者向け消費税免税店の拡大

- 商店街やショッピングセンター等において、各店舗の事業者が行う免税販売に係る手続を第三者に委託(ワンストップ化)することを可能とする制度を創設。

- ◆ 中心市街地活性化のための税制措置の延長

- 地域コミュニティの活性化のため、中心市街地活性化法に基づく商業施設等の建物等の取得に対し、5年間30%の割増償却制度の適用期限を2年延長。

- ◆ 償却資産に係る固定資産税の抜本的見直し

- 国際的に稀な償却資産課税の見直しについて、引き続き検討。

VII. 資源・エネルギー

- ◆ 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

- ◆ グリーン投資減税(風力発電設備を取得した場合の即時償却)の1年延長

VIII. 国際課税

- ◆ 外国子会社合算税制の見直し(トリガー税率: 20%以下⇒20%未満 等)

- ◆ 国境を越えた役務の提供に対する消費税制度の見直し

VI. 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策の財源の確保について

【平成27年度 与党税制改正大綱 検討事項(抜粋)】

- ◆ 森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配慮しつつ、COP21に向けた2020年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。